

地図作成作業地区内における分筆等登記申請について

今般、中央区勝どき一丁目、二丁目及び佃一丁目において、地図作成作業を実施しているところであります。

同作業地区においては、設置された4級基準点の検査を平成28年2月8日に完了しました。同検査終了後は、同作業地区における分筆登記申請書及び地積更正登記申請書に添付する地積測量図は、4級基準点を与点とした世界測地系に基づく座標値による面積計算を行った図面の提出をお願いいたします。

なお、同作業地区における、基準点網図、成果表及び点の記は、勝どき・佃現地事務所及び東京法務局民事行政部不動産登記部門に常備してあります。

おって、現地の測量に際しましては、現地事務所に相談の上、作業に着手するようお願いいたします。

東京法務局 地図作成作業 勝どき・佃現地事務所

中央区月島3丁目17番2号 岡崎ビル2階

電話番号 03-5547-9180 (担当: 齋藤, 堺)